

Title	スペインにおける地域ナショナリズムと諸社会層：カタルニスモと地主・農民
Sub Title	Nationalism and social classes in Spain : the Catalan experience, perspectives from landed proprietors and peasants
Author	八嶋, 由香利(Yashima, Yukari)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.4 (2002. 11) ,p.89(567)- 107(585)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20021100-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペインにおける地域ナショナリズムと諸社会層

—カタラニスモと地主・農民—

八 嶋 由香利

一・はじめに

一九七七年九月十一日、カタルーニャの州都バルセロ

ーナは、「ディアーダ（民族の祭典）」を祝う百万人以上の市民で埋めつくされた。このナショナルデーは約二六〇年前の一七一四年、スペイン継承戦争に勝利したフェリペ五世⁽¹⁾の派遣したカステイーリヤ軍がバルセロナを陥落させた歴史的事件に由来する。「自由喪失の日」としてカタルーニャの人々の間で語り継がれてきた「九月十一日」は、スペイン各地の民族性や独自性を認めないフランコ独裁体制下では祝うことを見止められ、ようやく彼の死後開催が認められるに至った。この七七年のディアーダで改めて示されたカタルーニャの自治と民主化を求める強い意思が、中央集権的国家体制に終止符

を打ち、スペインを現在の地方分権国家へ導いた民主化プロセス (*la transición*)において先導的な役割を果たしたのである。

スペイン近現代史においてカタルーニャの民族的・歴史的独自性の主張は、一九世紀後半、カタルーニャの政治・文化的個性の認知を求めるナショナルな復権運動（カタラニスモ *catalanismo*）として発展し、その工業力を背景に、近代化の遅れたスペインの政治・経済体制を変革あるいは再生しようとする勢力の一つとして立ち現れてきた。だが、それはカタラニスモがもつ多面性の一つにしかすぎない。カタルーニャの外に向かっては、つまり中央のマドリードにむかっては変革を主張する反面、カタルーニャの内では逆の方向、つまり既存の支配秩序の維持という方向に働くた。さらに、国外に向かつては

帝国主義的な顔をみせることもあつた。一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて、カタルーニャのブルジョア層がカタラニスモの主たる担い手であつた時期には、こうした保守的傾向が強く働いたのである。

一口にカタラニスモの運動といつても、そこには最終の政治目標やそれを達成するための方策・手段の違いによって、自治を求める地域主義から感情的な分離主義まで幅広い立場が含まれる。また運動の主体やその活動領域も時代の推移と共に複雑に変化していく。⁽³⁾こうした多義的・多面的な性格をもつカタラニスモの運動については、その理論・イデオロギー的側面での研究は比較的進んでいるのに対し、ナショナルなイデオロギー的言説と諸社会階層とが具体的にどのように結びついていたのか、つまりどのような社会勢力が、いかなる意図を持ってこのカタラニスモの論理を使用したのかを歴史的展開の中で捉えようとする試みは少ない⁽⁴⁾。

本稿は、以上のような問題意識をふまえて、一九世紀後半急速に進んだカタルーニャの工業化、それと表裏一

体をなす伝統的農村社会の崩壊過程（これはカタラニスモの発生及び興隆期と時期的に符合する）において、カタラニスモと諸社会階層（ブルジョアジーや地主、小作

農など）がどのように結びついたかを考察するものである。その際、次の四つの視点から分析を進めたい。

(ア) カタルーニャの伝統的農村社会を支えてきた諸制度・規範とその働き、(イ) 近代化の進展によつてそれらの機能や拘束力が低下する過程で新たに登場したカタラニスモの論理とその役割、(ウ) カタラニスモの論理を採用したブルジョアジー、地主層が農民を動員する過程、(エ) 地主層とカタラニスタの具体的結びつき。以下、紙面の都合上、本稿を二つに分け、前半部分では(ア)を、後半部分では(イ)(ウ)(エ)の三点を論じることにしたい。

二・カタルーニャの伝統的農村社会

近代化による伝統的農村社会の崩壊過程で、カタラニスモと諸社会階層がどのように結びついたかを検討する前に、まず、カタルーニャの伝統的農村社会とそこでの地主による支配の特徴を整理しておこう。

(一) カタルーニャ農業の繁栄とラバッサ・モルタ
一八世紀にはいるとカタルーニャでは人口増大によつて農産物価格が上昇し、それに刺激される形で農業が発

達した。⁽⁵⁾ 食料生産増大のため、森林が切り開かれ、灌漑、干拓事業が進められ、耕作面積が拡大する。それまでの穀物や豆類から、米やブドウなどより収益の高い商品作物へ生産がシフトし、農業の資本主義化が進んだ。

こうしたカタルーニャ農業の繁栄を支えたのが、ブドウ栽培である。ブドウから作られるワインやブランデーはカタルーニャの主要な輸出品であった。ブドウ栽培は進んだ農業地域、特にバルセローナ県南西部からタラゴーナ県にかけての一帯で盛んで、一八世紀以降ブドウの作付け面積は拡大し続けた。一八六〇年代からフィロキセラ禍（ブドウ根アブラ虫の害）が本格化する八〇年代後半までの「黄金期」⁽⁶⁾には、地代の上昇と高い収益を見越して、バルセローナなど都市の商・工業ブルジョアジーが競つて土地を購入し、それを小作に貸し出した。その時、地主と小作農との間で一般的に交わされたのが「ラバッサ・モルタ *rabassa morta*」⁽⁷⁾と呼ばれる長期の借地契約であった。地主は新しく開り拓かれた地味の乏しい農地を直接経営するコストを嫌い、それを小作農に一任する方を選んだのである。

「ラバッサ・モルタ」とは「枯れたブドウの株」を意味し、この契約下の小作農民（ラバッサイラス）は地主

から借り受けた土地を自分で整地し、ブドウ株を植え付け、栽培・収穫する。通常ブドウ収穫量の三分の一を自分の中のものとし、小作料として三分の一を地主に納めた。ブドウの株全てあるいは三分の二が枯れるまで耕作を続けることができたことから、このような名前で呼ばれた。当時ブドウ株の寿命は五〇年近くあつたので、ラバッサ・モルタはかなり長期間に渡る契約であったが、さらにバッサイラスは古いブドウ株が枯れてしまう前に、そこ取り木（*colgats, capificats*）と呼ばれる技術により、ラバッサイラスは古いブドウ株が枯れてしまふ前に、そこから新しい苗を育成することができた。従つて、この契約は農民が取り木をせずに、最初の幹を枯らしてしまわない限り、ほとんど無期限に続いたのである。

ラバッサ・モルタ契約の特徴の一つは、封建制的土地位所有に特有の「所有の分有」によって、小作農に対し下級所有権（＝用益権）が認められていていたことである。この点で、ラバッサ・モルタは中世からの伝統的な永代借地（*enfiteusis*）の色彩を残している。土地台帳にはラバッサイラスの名前がまるで「地主」であるかのように記載され、また自身の財産目録（後述）にも財産の一部として借地が含まれている。一九世紀のデサモルティサシオン（教会や共有地などの譲渡不可財産の国有化・売

却)において、借地農がこの用益権を持つ場合、土地を競売に付すことはできなかつたため、彼らは追い出されることなく耕作を続けることができた。こうして一八世纪から一九世纪にかけて、「ラバッサ・モルタ」というカタルーニヤ固有の借地制度は、その農業を下支えする屋台骨としての役割を果たしてきたといえよう。

(二) ラバッサイラス紛争の発生

中世の「永代借地契約」に起源をもつラバッサ・モルタは、(ア) 契約期限が何年と明記されていない、従つて接木をすれば無期限に続く、(イ) 小作農が土地に対する「用益権」を持つてゐるため、彼らに土地を「買い戻す権利」が認められる可能性がある、という二つの特徴をもつ。しかし、これらは一九世纪中頃から土地不足や地代上昇が進み、より有効な土地利用を考える地主にとって足かせと感じられるようになる。そこで地主は

(ア)については、ラバッサ・モルタの契約期間を明確化・短縮化するよう中央政府へ働きかける。また(イ)

一九世纪どのようにラバッサ・モルタ契約が減少していったかを見てみよう。『カタルーニヤにおける農業問題』の著者A・バルセルスによれば、ブドウ栽培の中心地アル・パナダース郡でのラバッサ・モルタの契約数(公証書)は、一八四一年～五〇年までは千百三十一件あつたのに、次の十年間で五八〇件にまで激減している。これは前の時期に比べ五一%もの減少である。その数は一九世纪を通して減りつづけ、七一～八〇年に一二五(一二%減)、フイロキセラの被害後の九一～一九〇〇年

ラバッサ・モルタという文言を削つたりといふ巧みな手

には一〇四（〇・八%減）にまで減少している⁽⁹⁾。減少の理由は、今まで述べたように、地主が伝統的なラバッサ・モルタを結ぶことを嫌つたからである。

当時スペインでは、自由主義稳健派による中央集権化政策が進められていた。そこで、カタルーニャの地主は小作農に対しては、伝統的な借地契約の内容を自分たちに有利な形で改ざんしようとしたし、他方、中央政府に対しても、その改ざんの立法化を求めると同時に、カタルーニャの伝統的な借地制度を擁護しようとした。「改ざん」と「擁護」という二つの戦術を同時にとることで、自分たちの経済・社会的ヘゲモニーが脅かされるのを阻止しようとしたのである。

聖イシードロ農業協会（後述）が設立された一八五年は、新しい民法案が政府に提出され、それまでスペイン各地で維持されてきたフエロ（地方特權）⁽¹⁰⁾や慣習法の廃止が議論の俎上にのせられた年でもあった。カタルーニャの富裕地主を結集する農業協会はイサベル二世に対し「（カタルーニャには）所有（財産）の強制的分割に反する固有の法がある」との陳情を行い、カタルーニャ民法の廃棄とそのスペイン民法への編入に強く反対した⁽¹¹⁾。法案に対する反対が強かつたので、政府は一ヶ月後にこ

れを廢案とせざるをえなかつた。⁽¹²⁾この民法草案第一五六三条では、ラバッサ・モルタの契約期限の上限が六〇年と定められたが、ラバッサイラスたちはイサベル二世に「契約に期限を設定することはラバッサ・モルタの改ざん（desnaturalización）である」との陳情を行つてゐる。一方、カタルーニャ商工農業県評議会はラバッサイラスの主張を「神聖な所有権に反する」として、六〇年という契約期限を擁護した⁽¹³⁾。こうして一九世紀後半の民法制定論議の中で、ラバッサ・モルタの契約期限をめぐる地主と小作農の対立が明らかになつていつた。

ラバッサ・モルタの期限を設定するか否かの問題は、第一共和制期（一八七三～七四年）においても再び取り上げられ、最終的には一八八九年に制定されたスペイン民法で、地主に有利な決定が行われた。ラバッサ・モルタの契約期限の上限が五〇年とされたのである。これは聖イシードロ農業協会のマドリード代表部が、当時の法務大臣に対して行つた積極的な働きかけの結果であつた⁽¹⁴⁾。

（三）聖イシードロ農業協会（IACSI）の設立

既に述べたように、一八五一年は民法制定論議の中で、

ラバッサ・モルタの契約期限をめぐる問題が争われた年である。さらに、五〇年代はラバッサ・モルタの契約数が、それ以前の一〇年間に比べ一挙に五一%も減少したことからも分かるように、伝統的小作契約の慣行が大きく変化し始めた時期でもあった。こうした情況の変化に直面し、カタルーニャの地主層は特に中央政府にむけて、自分たちの利益を擁護・主張する必要を感じた。それが聖イシードロ農業協会 (Institut Agrícola Català de Sant Isidre)⁽¹⁵⁾ の設立である。

聖イシードロ農業協会は、カタルーニャで設立された最初の農業団体で、一八五一年五月、「地主層の利益擁護」、「農業の資本主義的促進」、「新しい技術の導入などによる農業経済の発展」という旗印の下で発足した。五月二二日にバルセローナで開かれた設立総会には、貴族や名士を含む一〇七名の地主が参加した。総会で設置された理事会には、アルファラス侯爵（会長）やラ・クアドゥラ侯爵（副会長）など、かなりの貴族が参加している。M・カミナールによれば、創設会員一〇七名のうち一七名が一八五二年のカタルーニャ高額納税者上位六七名の中に名を連ねている。⁽¹⁶⁾ さらに、協会創設メンバーのうち、二一名が三箇所以上の納税区域で高額納税者とし

て名を連ねている大地主である。⁽¹⁸⁾ この二一名の職業内訳をみると、地主十一名、貴族六名、商人・資本家三名、弁護士が一名で、この農業協会の性格が貴族的・保守的なものである事がわかる。⁽¹⁹⁾ また地主といつても同時に工場主であつたり、商業や金融活動、さらには自由業に従事する者であつた。⁽²⁰⁾ 例えば、建築家アントニ・ガウディーの後援者として有名な実業家アウゼビ・グエルの父ジュアン・グエルや銀行家マヌエル・ジローナなども同農業協会の会員であった。重要なことは、R・ガラボウが指摘するように「一九世紀を通じて、様々な有産階級間の基本的利益の融合がなされたことである」。⁽²¹⁾

土地所有と都市資本との緊密な繋がりが見られるのは、商品化の進んだ収益性の高い農業が行われている地中海沿岸地域である。従つて、協会本部が州都バルセローナに置かれたのも驚くにはあたらない。都市資本と結びついたバルセローナの地主層が最も活動的・意欲的であったのだ。協会に加入できるのは土地所有者のみであったが、さらにバルセローナ在住者 (residentes) と支部員 (corresponsales) の二つのカテゴリーに分けられ、理事会など協会の要職に就けるのは前者の会員のみであった。⁽²²⁾ 従つて、バルセローナに居を構えるほどではない地方の

中小土地所有者などは、組織内で差別的待遇を受けることになる。しかし、六〇年代以降協会が停滞期に入ると、新たに副会員（農業技師や研究者など土地所有者でない農業関係者を対象）や贊助会員（全ての土地所有者や單なる耕作者をも対象）などのカテゴリーを設け、より幅広い農民層に門戸を広げようとした⁽²³⁾。このように活動の中心はバルセローナであつたが、地方にも三〇近く支部が設置された。さらに、中央政府への働きかけという点から重要なのがマドリードの常駐代表部である。ここには政界に人脉をもつ国會議員や貴族などがメンバーとして選ばれた。協会メンバーの多くは、政治的に自由主義・稳健派で、第一共和制の後成立した王政復古体制ではカノバス・デル・カステイーリョ率いる保守党を支持していた⁽²⁴⁾。

同協会の活動は、農業技術振興のため、勉強会や実験、会議、展示会などの開催、農作物被害に対する保険制度の整備、肥料・種子・農機具の調達など多岐にわたる。

協会設立五年後から、毎年『農民の暦 El Calendari del Pages』が発行され、「進歩」と「協同」を旗印に、主にブドウ栽培に必要な新しい技術の紹介・導入がはかられた⁽²⁵⁾。協会は「カタルーニャ農民のカザ・バイラル（本

家）」であるというイメージを農民間に流布するため、この冊子をカタルーニャ語で出版した。当時、カタルーニャ農民の多くはスペイン語が読めず、また彼らの日常使用言語はカタルーニャ語であったからである。他方、スペイン語の素養を身につけていた貴族や地主など協会会員に対しては、スペイン語（カスティーリヤ語）で書かれた機関誌が発行されていた⁽²⁶⁾。

しかし、新技術に対する進取の精神とは対照的に、協会のイデオロギー的立場は保守的・伝統的で「所有・家族・宗教の擁護」を基本としていた。こうした伝統的価値観の擁護は、次に述べる「ラバッサ・モルタ」の神話化、「長子相続制」「バイラリズマ」などの賛美においても一貫して見うけられる。協会の説く農業の近代化・資本主義化は、こうした伝統的価値の擁護とは一見矛盾するようであるが、どちらも自分たちの経済利益拡大と農村におけるヘゲモニーの維持という目的にかなつたものであった。

（四）ラバッサ・モルタの神話化

聖イシードロ農業協会には、自由主義的中央政府が小作農に有利な形で借地制度を改革するのを何としても阻

止する必要があつた。そこで、伝統的借地制度がいかにすばらしいか、それがカタルーニャの社会にとつてどれほど役に立つてゐるかが、中央に向かつて繰り返し発信される。

一八四九年、カタルーニャの地主層が国会に宛てた陳情書は、「(スペインの他地域とは) 反対に、カタルーニャでは樹木が生い茂り、ブドウやオリーブ畑、牧草地が広がり、あらゆる種類の作物が広く栽培され」、点在する田舎家に住んでいる人々は、「満足気で、良好で平穩に暮らし、なによりも自分の国に対する熱い心をもつてゐる」と、カタルーニャ農村の牧歌的風景を賞賛した後、「これらの奇跡は一体何に由来するのだろうか。その多くがカタルーニャで理解され実施されているような形での永代借地制のおかげである。なぜならそれは、きわめて多数の有益な土地所有者を創り出し、国家の神経、富となる住民を創り出すことに第一に貢献してきたからだ」と結論づけている。⁽²⁷⁾

少し時代は下つて、第一次大戦期当時、農業協会の会長であつたC・カンス侯爵は、伝統的な諸借地契約を「簡潔で自然な、ほとんど自然発生的な形で、土地資本と耕作・労働にすばらしい調和をあたえるものである」

とし、それが書き記されているカタルーニャの慣習法（民法）を「カタルーニャの全農民の心に刻まれた至高の農業法である」と述べている。⁽²⁸⁾これらが「完璧な調和」を農村にもたらし、社会的不均衡を是正し、資金のない農民にも土地へのアクセスを容易にし、その結果土地所有のより公正な配分を可能にする、というのだ。⁽²⁹⁾

カタルーニャの諸制度の優秀性は、他地域の農村の実状と対比されることでより強調される。カタルーニャの地主層によれば、永代借地契約やラバッサ・モルタのおかげで、カタルーニャにおいては農村の富が合理的に分配され、スペインの他地域に見られるような土地所有の集中もないし、また、すばらしい「長子相続制度」（後述）のおかげで、ガリシアやアストゥリアスなどにみられる極端なまでの土地所有の細分化もみられない。⁽³⁰⁾従つて、カタルーニャの借地制度はモデルとして全スペインに広められるべきである。⁽³¹⁾

こうした神話から歴史家J・ビセンス・ビーベスも完全に自由ではなかつた。彼はカタルーニャでは他地域ほどひどいカシキス⁽³²⁾モの弊害がみられないとして、その理由を次のように述べてゐる。「これが可能なのは、スペインの他の農業地域とは異なり、カタルーニャには物質

的利害の対立化 (diversificación de intereses materiales) がなかつたからである。むしろ逆に、四世紀も前から農民は地主との協働に慣れてもいた。一方は土地を提供し小作料を受け取り、他方は農具と労働を提供し収穫のかなりの部分を受け取る。こゝで土地利用に関する法が生まれ、これは今日においても地主と農民の有効な協力のシンボルである⁽³³⁾。

(五) 地主支配を支える諸社会規範

(ア) 長子相続制の擁護

聖イシードロ農業協会がラバッサ・モルタと共にカタルーニャ農村の「繁栄と平和の鍵」であると擁護する「長子相続制 hereu-pubilla」⁽³⁴⁾のようなもので、それはいかに地主の伝統的支配を支えてきたのだろうか。

長子相続は家長の遺言状によつて、アレウ（長男）あるいは（男子のいない場合には）ブビーリヤ（長女）が

全財産の四分の三を、その他の兄弟姉妹が四分の一を相続する仕組みである。⁽³⁵⁾ ことによつて財産の細分化を防ぎ、社会の不安定化要因が未然に取り除かれる。長男や長女の結婚時には、相続する全財産の目録 (capitulos matrimoniales) が作成され、婚姻関係を結ぶ相手

及びその家族に提示される。

長男は次世代の家長として、また家業の相続者として父親の下で長い見習い期間を過ぐる。そして、代々受け継がれてきた両親の家 (casa pairal) に座し、年老いた両親の世話をし、家を守つていく。一方、次男以下は比較的早く家を離れ、自分の相続分を元手に、軍人や聖職者になつたり、あるいは都市に出て新しい事業のチャンスをうかがう。彼らは基本的に自分の力で生きて行かなければならぬ。例えば、タラーサの大工場主で国會議員でもあつたアルフォンス・サラの父親はある小村の小作農（マズベー）の次男で、タラーサに出て工員として社会のスタートを切り、やがて工場を経営するに至つた。⁽³⁶⁾ 何らかの理由で長男を相続者に指名できない場合—長男が不適格者であるなど—、それは「聖なる」規範に反することとされ、両親は心理的負い目を感じ、親戚からの非難にさらわれる⁽³⁷⁾ことになる。

「長子相続制」は中産階層だけでなく、相続すべき財産が少ない下層農民の間でも行われていた。なぜなら、ラバッサ・モルタやマズベリア (masoveria) などの借地契約は、彼らの所有する農機具や家畜、小規模菜園などとともに、父から長男へ代々受け継がれていくからで

ある。彼らの財産目録には地主から譲り受けた農場も記入されている。だが、これらの借地契約は長子相続が行われた場合に限り有効なのである。つまり長男がいなかつたり、あるいは長男がいても独身の場合には、マジア（借地に付随する家屋）や借地契約は継承されない。なぜなら、夫婦及び子供、つまり「完全な家族 *familia integral*」がそろって初めて農場の適切な耕作・管理が可能であるとみなされるからである。地主もそれを期待するし、場合によつては強要もする。⁽³⁹⁾ このことから、カタルーニャの借地制度が個人ではなく家族を經營の基礎単位とし、厳しい生活環境を安定させるには、家族労働が不可欠である、と考えられていたことが分かる。

下層農民の場合、地主層に比べ、次・三男の人生行路はもつと厳しいものになる。長兄の家に残つて農作業を手伝つたり、運が良ければ空いたマジアに小作として入ることができるが、多くは農業労働者（*mossos*）となつて他人の農場で働くか、あるいは工場労働者としての生活を送ることになるからである。

長子相続制は、単に何代にも渡り受け継がれてきた一家の財産の散逸を防ぐだけでなく、社会的上昇をめざすための「外の世界に向けての家族戦略」という側面もあ

わせもつてゐる。⁽⁴⁰⁾ 長兄は弟たちが自立するための経済的、精神的支援を与え、他方、次・三男たちは、都市の政治的・社会的变化や家業の展開に有益な情報を兄にもたらす。こうした家族のネットワークと相互扶助によつて、一家は社会的上昇をめざす。カタルーニャの家族制度を研究する A・バレーラ・ゴンザレスによれば、長兄は基本的に保守的性格が強く伝統を尊び、社会の現状維持を志向する。逆に、次・三男は冒險的性格が強く、起業家精神に富み、伝統に対し距離を置く。カタルーニャはこのように相反する志向性、つまり安定と柔軟性・ダイナミズムを同時に併せ持ち、全体でみればバランスがとれている社会となる。⁽⁴¹⁾

（イ）バイラリズマ

長兄以外の子供たちは、たとえ家を離れていても、自分たちの「揺りかご」*bressol*としての両親の家（カザ・バイラル）への帰属意識や敬愛の情、忠誠心を抱きつづける。これが「バイラリズマ pairalisme」と呼ばれるもので、家族のネットワークの心理的紐帶となり、一家の離散を防ぐものとして、一九世紀のカタルーニャ、特に中層農民を律する社会規範となつた。⁽⁴²⁾

重要なことは、このバイラリズマが単に同一家族内の関係だけを律するものではない、ということだ。家長（長兄）と次・三男の関係はしばしば地主と小作との関係に置き換えられ、より広い意味での社会規範として論じられる。⁽⁴³⁾つまり、次・三男が経済的・精神的にカザ・バイラルに依存・従属し、敬愛の念や忠誠心を抱くよう⁽⁴⁴⁾に、小作農（特にマズベー）もまた地主（の家系）に対して忠実であることを要請される。そして、古くからの「良き農民の慣習に従つて a ús i costum de bon pages」、借地の耕作と地質改善に全力を尽くすのである。マジアが多く点在している旧カタルーニャ地方（リュブラガット川以北のカタルーニャ北東部を指す）では、地主の館は小作農にとって「カザ・バイラル」そのものであり、それを取り囲む彼らの小さなマジアは、共に一つの大家族を形成している。これらの風景は農民にとってカタルーニャそのものであり、彼らの意識に深く浸透し、やがて彼らのアイデンティティの一端となる。⁽⁴⁵⁾それはカタルーニャの農民をスペインの他地域の農民と区別する時、しばしばナショナルな言説の基本的モチーフとして使われた。⁽⁴⁶⁾ビーベスでさえ次のように述べる。「バイラリズマのおかげでカタルーニャはカシキスモが

スペインの他地域でもつている陰鬱な側面から免れている。自由主義的政治制度や民主的な法制度にもかかわらず、カシキスモをとおして富裕地主の貧しい農民に対する優越が維持される。こうした力関係はバイラリズマの倫理的・社会的責任感とは相容れない。我々の間ではカシキスモは一種の家父長主義（paternalismo）であり、これによりカタルーニャのジェントリーは農業技術革命の時代に農民を擁護するのである。それは影響力の相互作用である。農民は（徵兵や次・三男の町での就職、些細な悪事の見逃しなど）人生の節目において地主に口利きをしてもらうため、選挙で自分の票を彼に託すのだ。⁽⁴⁷⁾バイラリズマはこのように「長子相続制」と表裏一体となつて、カタルーニャ農民の心理および行動を律し、伝統的な農村社会のヒエラルキーを構成する。それは、不均衡な地主・小作農関係に起因する農民の潜在的敵意や対立を緩和する「内的抑制装置」となり、彼らを社会秩序の維持という方向にむかわせるのである。⁽⁴⁸⁾

うな現実に直面していたかを見る必要がある。

(六) 農民の現実

(ア) 「自己」搾取のプロセス

伝統的な小作契約の下に置かれ、またカタルーニャ固有の諸社会規範の影響下にあつた小作農とその家族の現実とはどのようなものであつたのか。L・ファラーは、カタルーニャ農村に労働者がいないと「⁽⁴⁸⁾」とは、それが農村の良好さや豊かさを示しているわけではない、「ラバッサ・モルタは農民に対する搾取を最大限にする」とを認める法的枠組みである⁽⁴⁹⁾、「ラバッサ・モルタは平等の関係ではなく、搾取の関係である」⁽⁵⁰⁾と述べている。またR・ガラボウも、アバルセリアやマズベリアが「表面的には農民に有利にみえるが、實際にはプロレタリア化を覆い隠す形態でしかない」⁽⁵¹⁾と指摘している。では、小作農及びその家族が地主に対していかなる従属的関係に甘んじていたのか、また彼らの労働によつて生み出された剩余生産物がどのような回路を通つて、彼らの手を離れ外部世界に収奪されていったのかを考えてみよう。

収奪の回路を成り立たせている最大の要因は、「小農が彼らの生存に必要な土地を十分確保できない」という

点に在る。⁽⁵²⁾ ブドウ栽培の場合、彼らが借り受ける土地はせいぜい二~八クアルテラ（＝〇・六~二・四^{ha}）の狭小な土地で、それらはまるでパツチワーカのように広がつてゐる。もちろん家族全員を養つていくには不充分である⁽⁵³⁾。ファラーは生存のためには最低一六・五クアルテラ（＝四・九^{ha}）の土地が必要だと算定している⁽⁵⁴⁾。そのため、小作農は家族総出で耕作に励み、自己（およびその家族）の労働を極限にまで強化することで収益を高めようとする。ここに小作農の「自己」搾取 autoexplotación とよばれる過程が発生する。定額小作制と異なる、「ラバッサ・モルタでは労働強化によって生み出された剩余部分の全てが小作農のものになるわけではない」。つまり、ラバッサ・モルタでは労働強化により、生み出された剩余部分も地主と小作農との間で比例分配される。つまり、働けば働くほど何もしない地主に有利に働く仕組みとなつていて、しかしながら、「労働強化は貧困からの脱出の手段である」という神話ゆえに、彼らは「自己搾取」を続けるのである⁽⁵⁵⁾。労働強化はまた、他人の農場で労働者として働いたり、娘や息子たちを近在の工場に働きに出したりという形でも現れる⁽⁵⁶⁾。

小作農の多くは常に借金を抱える状態にあつた。まず、自分たちの家を建てるわずかな土地を購入したり、地主

地での耕作開始時に支払う小作料 (*entrada*) を調達するため、教会などから借金 (*censal*) をする。⁽⁵⁷⁾ ラバッサイラスとして出発する時点で既に負債を抱えているのである。ちょっととした天候不順や不測の事態の発生で収穫が減少すれば、即座に地主や商人から高利で借金をすることになる。債権者は収穫時に取立てに現れ、借金のかたに収穫を持ち去ってしまう。また、収穫が順調でも、ブドウ栽培に特化されているため、すぐ小麦などの食料に換える必要があった。そのため市場の動向を見極めて出荷することもできず、ブドウはすぐに貯蔵・醸造施設をもつ地主や商人に廉価で買い叩かれてしまう。小作料の支払いが滞つたり、借金の返済に行き詰った場合は、土地を手放し、単なる労働者の境遇に陥らざるえない。

小作農を社会的に拘束していたのは地主だけではない。「世俗化 *secularización*」の波にまだ洗われていない伝統的農村社会では、教会も彼らに対しだきな影響力をもつていたし、自治体の首長（アルカルデ）も村民の生活を牛耳っていた⁽⁵⁸⁾。聖職者、アルカルデあるいは公証人や弁護士といった人々は、地主層の出身（次・三男）である場合が多く、時に不在地主の代理人をつとめ、公的・私

的関係で互いに繋がっていた。従つて、小作農が地主との間に問題を起こしても、彼の有利に事が展開することはまれであった。カシキスモに特徴的な強要や威嚇、違法行為などは、選挙期間中や政治的な問題に関してのみ行われていたわけではなく、農民にとつては日常のありふれた現実である。二重三重におおいかぶさる収奪の網の目に絡み取られ、小作農の剩余生産物は、地代や資本、価格といった彼らのあずかり知らぬ市場経済システムの働きによって、自分とは無縁の外部経済世界に吸い上げられていく。こうしたシステムの下では、いかに小作農家が自分たちの労働強化という戦略で対抗したところで、それだけで生活を向上・安定化することは無理であった。

（イ）社会的上昇の可能性

複雑な資本主義的搾取の網の目にからみとられていた小作農にとって、最も基本的・根源的な欲求は、生産単位である自分及び家族の生存と生活の安定・向上であろう。だが、彼らに社会的上昇の可能性はありえたのだろうか。経済的・社会的条件を改善する最短の道は、より広い土地の確保である。だが、この点において農民たちは非常に厳しい現実に直面していた。一九世紀末の農業

危機以後、ワイン消費と価格の低迷によつて需要は落ち込み、ブドウの作付け面積は減少し、ブドウ栽培に適さない土地では耕作が放棄されていった。他方、高い収益の見こめる土地は限られており、そのほとんどが耕作されつづいていた。当然、農民間での土地獲得競争は熾烈になる。近在の地主から幸運にも土地を譲つてもらうか、あるいは苦境に陥つた別のラバッサイラスの土地を購入するかである。こうしたチャンスは一生のうちにわずかであり、しかも、その機会が巡つてきたときに十分な資金を所持している者は少なかつた。そこで、借金をして土地を購入することになるが、新しい土地を確保したからといって生活が必ずしも楽になるわけではない。しばしば借金を返済できずに土地をまた手放すこともある。

逆に、土地を手放した農家が、再びその土地を取り戻すことも起こりうる。こうして小規模な借地經營は維持あるいは再生産され続け、その過程で剩余生産物は地主層に吸い上げられていく。⁽⁵⁹⁾

土地の確保・拡大とは別に、生活を安定化するもう一つの道は、地主に取り入つてマズベーになることである。マズベーはラバッサイラスやアパルセロから、その経験と技術を買われて指名される。マジアに住み込み、不在

地主の代理人として農場を管理・運営したり、複数の小作農を監督したりする。貧しい小作農にとつてマズベーになることは社会的な階段を一つ登ることを意味した⁽⁶⁰⁾。マズベーは地主に対する忠誠と励行の見かえりに、息子の就職の世話、借金返済や事業投資での手助け、法律面での様々な利益供与を地主から享受できる。地主の土地の一部を購入できる可能性もある。従つて双方の間には「不均衡ではあるが緊密な関係」⁽⁶¹⁾が生み出される。こうして、生活の安定と社会的上昇のために、地主に対する従属性の立場に甘んじながら、彼との関係を良好に保つことを余儀なくされる。

土地の決定的な不足、小作農の極限までの労働強化（＝自己搾取）、そして得られた剩余生産物を収奪する重層的な経済システム、これらはみなカタルーニャ固有の「地主と小作農との協働や調和」という美しいイメージの下に覆い隠される。また、地主支配に対する小作農の潜在的不満や憎しみは、「長子相続制」と「バイラリズマ」という社会制度・規範の効力によつて、彼らの中で抑制される。まれに、両者の緊張や対立が表面化することはあつても、カタルーニャ農業が比較的繁栄していた

時期には、それが社会紛争として深刻化するに至るはまれであった。ラバッサ・モルタをめぐる双方の対立が先鋭化し、激化したのは、一八八〇年代のフィロキセラ禍によつて、カタルーニャのブドウ栽培が壊滅的な打撃を受け、伝統的な農業が危機に陥つてからである。

(後半部分に続く)

註

- (1) 一七一四年、スペイン継承戦争で勝利したフェリーペ五世は、スペインを構成する各王国がそれまで享受していた地方特権（フエロ）を見直し、新国家基本令によつてフランス流絶対主義を範とするスペインの統一強化に乗り出した。
- (2) スペインでは政治的主体のナシオナ（國、国民）と人為的機構であるスペイン国家とは必ずしも一致しないとする地域ナショナリズムの立場が強く、カタラニスモやバスクの一つである。従つて、本稿では「ナシオナ nation」などを場合、特別の言及がなければカタルーニャをややこしくせざる。スペインの国民統合の遅れ、その脆弱性については最近研究が進んでおり、José Alvarez Junco, "The Nation-Building Process in Nineteenth-Century Spain", *Nationalism and the nation in the Iberian Peninsula*, Oxford, 1996, pp.89-101, Borja de Riquer i Permanyer, "Reflexiones entorno de la débil nacionalización española del

seglo XIX", *L'Avenç*, núm. 170, pp.8-15, Alejandro Muñoz Alonso, *El fracaso del nacionalismo*, Barcelona, 2000 などがある。また、立石博輔著「Aproximación al ibernismo y la nacionalización española en el siglo XIX Mediterranean World, XV, Tokyo, 1998 における問題に触れてみる。

(3) カタラニスモは一〇世紀一〇年代まではリィーガ・レジオナリストに結集したブルジョアジー・地主層のイニシアティブの下、秩序維持を第一義とする保守的性格を強くもつてゐたが、二〇年代以降主導権はプロブルジョアジーの手に移り、共和主義的、民主主義的色彩を強め、自治の要求も急進的になつていった。

(4) カタラニスモを含むスペインの諸地域ナショナリズムに関する研究は、最もおだやか、*Estudios de Historia Social*, núm. 28-29, 1984, X.M.Núñez Seixas, *Los nacionalismos en la España contemporánea (siglos XIX y XX)*, 1999, *Historiographical Approaches to Nationalism in Spain*, Saarbrücken, 1993を参照。

(5) カタルーニャ農業の発展について、J.Vicens i Vives, M. Llorens, *Industrials i Polítics (segle XIX)*, Barcelona, 1983 (再版), pp.26-39を参照。

(6) 隣国フランスでフィロキセラが発生し、仏産ワインが壊滅的な打撃を受けたため、それを補うためにスペイン産ブドウ汁（モスト）が大量に仏へ輸出された。

(7) 厳しい耕作環境の中での収益を出すために、契約条件は他の小作契約に比べ比較的恵まれた、安定的なものであつ

た。例えば、分益小作制（アバルセリア）は、カタルーリヤでも広く行われていたが、地主の経費負担額に応じた小作料を支払わなければならず、契約期間も不安定で、用益権も認められてこなさない、ラバッサイラスより置かれてくる条件は劣悪であった。契約期間は通常一年であつたが、地主の負担に応じて一五年～二五年と幅があつた。A.Balcells, *El problema agrario en Cataluña. La cuestión Rabassaire (1890-1936)*, Madrid, 1980, pp.29-30.

- (8) 「ハベシサ・セルタ」は「ハレウの株が枯れるまぢ」という期間限定付の永代借地契約であり、中世から行われいた永代借地契約が近代的な分益小作制（アバルセリア）へと移行する過程の中間形態ともいふ。E.Giralt y Rabentós, "El conflicto 'rabassaire' y la cuestión agraria en Cataluña hasta 1936", *Revista de Trabajo*, núm.3, 1964, p.55. 永代借地のハベシサ・セルタの共同所有者、ハハール（ムニエ）取穫の地主の取り分以外は、毎年一定の賦物地代（数回の鶏や一定額の貨幣など）、土地税の一割（あるいは全額）の支払ごとに契約が文書で交わされる場合、entrada および耕種金の支払などである。*Ibid.*, pp.55-56.
- (9) Balcells, *op.cit.*, p.52
- (10) *Ibid.*, pp.48-49
- (11) Montserrat Caminal i Badia, "La fundació de l'Institut Agrícola Català de Sant Isidre: els seus homes i les seves activitats (1851-1901)", *Recerques*, núm.22, 1989, pp.130-131.
- (12) Vives, Llorens, *op.cit.*, p.263. 画期的なべきへの出版

定に伴うカタルーリヤ法の廃止とこの中央政府の措置を「カタルーリヤ魂の固有の発現に対する致命的一撃」としてゐる。*Ibid.*

- (13) 地主の借地契約に対する基本的立場は以下である。ハバッサイラスなど借地農に対し借地の「買戻し権」を認めるのは、憲法が保障する個人の（土地）所有権を侵害するので、到底受け入れられない。Caminal, *op.cit.*, pp.130-131.
- (14) *Ibid.*, p.132.

- (15) 地主層が農業協会を設立した理由の一つは、それほど日本近く続いたカタルーリヤの商業評議會（Junta Particular de Comerc）が一八四七年に解散し、新たに設立された産業協会（Institut Industrial de Catalunya）の農業部門が含まれなかつたため、地主層が孤立感を深め、田分達の利益を独自に擁護する組織の必要性を感じたからである。Josep Termes, *De la Revolució de Setembre a la fi de la Guerra Civil (1868-1939)*, P. Vilar (dir.), *Historia de Catalunya* vol. 6, Barcelona, 1999, p.107. 画期的として Caminal の論文の起、M.Antònia Ferrer i Bosch, "La pagesia i el moviment nacionalista durant la Restauració a Catalunya", *Estudios de Historia Social*, núm. 28-29, 1984を参照。
- (16) Jordi Planas i Maresma, *Estudis de Granollers i del Vallès Oriental. Propietaris organitzats. Estudi de la Cambra Agrícola del Vallès (1901-1935)*, Granollers, 1991 pp.38-39.
- (17) Caminal, *op.cit.*, pp.120-121.
- (18) Antoni Segura, *Burgessia i Propietat de la terra a*

Catalunya en el segle XIX, Les comarques barcelonines,
Barcelona, 1993, p.214.

(19) *Ibid.* 脚注⑮を参照。

(20) ニの如きの二つの農業史家ガラボウは、両者を区別する意味はあつたが、ムスティンは、二者を区別しない。

camp català al segle XIX i XX”, *Estructura social i econòmica del camp català*, Barcelona, 1984, p.118. 一九世紀前半の土地所有とブルジョアジーの関係を研究するA

・セグーラも、高額納税者の調査を行った結果、ブルジョアジーを農業と商工業に区別するよりむしろ意味がないと同様の見解を示している。Segura, *op.cit.*, pp.258-265.

(21) Garrabou, *op.cit.*, p.118.

(22) Caminal, *op.cit.*, p.124.

(23) *Ibid.*, pp.124-125.

(24) *Ibid.*, p.123.

(25) 逸俗の創設者の一人、マケル・ダ・フオシャーは「肥料を得る者はパンを得る。肥料は黄金だ」と述べ、バルセロナ近郊のルベジタレスに化学肥料工場を建設した。Vives, Llorens, *op.cit.*, p.32.

(26) Caminal, *op.cit.*, p.133.

(27) Garrabou, *op.cit.*, p.107-108.

(28) *Ibid.*, pp.108-109.

(29) Caminal, *op.cit.*, p.131.

(30) Garrabou, *op.cit.*, pp.109-110.

(31) Caminal, *op.cit.*, p.131.

(32) カルサベサは、一八七四年からの王政復古期における

て、各政党に属するカーシーケと呼ばれる地方名望家、政治的オペスに依拠した政治システムの構成。立石・若松編『概説スペイン史』(有斐閣、一九八七年)、一四一頁。

(33) Vives, Llorens, *op.cit.*, p.123.

(34) 地主によつて流布されたカタルーニヤ農村の伝統的・家父長的解釈は、一九世紀後半以降盛り上がるカタリニスモによつて引き継がれていく。(後半部分参照)

(35) 次男以下の相続分は *ilegitima* と呼ばれ、通常長男が不動産ではなく現金など動産の形で支払うことが多い。ニの *ilegitima* を分割する頭数には長男も含まれてくる。家長が遺憾なほど死亡した場合、財産は子供たち全員に均等配分される。Llorenç Ferrer i Alós, *Pagesos, nabassaires i industrials a Catalunya Central (segles XVIII-XIX)*, Barcelona, 1987, p.713.

(36) Vives, Llorens, *op.cit.*, p.127.

(37) Andrés Barrera González, *Casa, herencia y familia en la Cataluña rural*, Madrid, 1990, p.37.

(38) 「マベグコト」は小作契約の一種で、一八世紀以降、田カタルーニヤ地方で多く見られるようになった。契約は口頭で行われ、毎年更新された。ニの契約下の小作農はマズベー(mosover)とよばれ、マヌエルはマジアとよばれる地主地に付随する家屋に住み込んで働いた。マジアの中には森林、牧草地、菜園、家畜小屋や、敷地内的一角に家族専用の礼拝堂を持つ大規模なものもあり、それだけで自給自足的生活が可能である。ビセンス・イ・ビーバスはこの契約を「地主と農民の効果的な協働のシンボル」であり

- 「十九世紀カタルーニャ農業のダイナミックな要因で、活動的な地主を助け、後継者が絶えて空家となつたマジアの荒廃を防いだ」とその役割を重視してゐる。Vives, Llorens, *op.cit.*, p. 123. 農村地帯に点々と散在するマジアは、「見したふりの自立的で安定的な生活をマズベーに保證してゐるが、自分の土地を持たない」という意味ではマズベリアも他の小作農と変わらなかつた。地主はマジアの小作料取りたてに始まり、家畜の飼育数の制限、特定作物の栽培禁止、地主の森の手入れに至るまで様々な条件をマズベーに課してゐた。B.Juscafresha i Serrat, *Fam de terra, de domini i de llibertat*, Barcelona, 1933, pp.97-98.
- (39) Vives, *op.cit.*, p.79.
- (40) Barrera, *op.cit.*, pp.258-271. Edward C.Hansen, *Rural Catalonia under the Franco regime*, Cambridge, 1977, pp.62-63, 84-100.
- (41) Barrera, *op.cit.*, pp.351-364.
- (42) Vives, Llorens, *op.cit.*, p.122.
- (43) Barrera, *op.cit.*, p.354.
- (44) Giralt, *op.cit.*, pp.56-57.
- (45) Barrera, *op.cit.*, pp.49-50.
- (46) *Ibid.*, p.53.
- (47) Vives, Llorens, *op.cit.*, p.123.
- (48) Barrera, *op.cit.*, p.353.
- (49) Ferrer i Alòs, *op.cit.*, p.706.
- (50) *Ibid.*, p.733.
- (51) Garrabou, *op.cit.*, p.120.
- (52) Ferrer i Alòs, *op.cit.*, p.708.
- (53) *Ibid.*, p.716. 「ドウ栽培」は非常な手間隙と技術が要求され、農業労働者を雇つて地主が直接耕作するには限界があつた。二〇世紀中頃で、一人の労働者が耕作可能な規模は、小麦の粗放生産の場合約三〇銘であるのに對し、集約型の労働を要するドウ栽培はせいぜい七銘までといわれる。Hansen, *op.cit.*, p.58.
- (54) Ferrer i Alòs, *op.cit.*, p.668.
- (55) *Ibid.*
- (56) バルセローナ県では、毛織物や綿紡績業の工場が河川流域にそつて建てられ、工業が農村地帯にも進出していたことを考慮しなければならない。小作農の家族はいじでも安い労働力の提供者として資本主義的な収奪の構造に組み込まれる。ファレーは絹や毛織物（後に綿）製造業者などの産業ブルジョアジーと農民との間にある重層的な収奪關係を分析してゐる。*Ibid.*, pp.699-700.
- (57) 教会は農民に対する貸付によって、年率11%の利払いを受けていた。これらは聖職者の家族の生計や養育費にあてられた。教会関係者は地主層の次・三男であり、彼らは父親からの財産分配（*llegítima*）以外に、このよべな回路を通じて農民の剩余生産物を吸収してゐたのである。*Ibid.*, p.703, 728-729.
- (58) アルカルデの権限は大きく、軍隊の徵募、選挙名簿の作成、税金の徵収、商工業活動の許認可、就職の世話、情報の管理、共有地の貸し出し、水の管理など実に多岐にわ

- たいた。彼の土地の地主階層の出身であることが多く、同僚や判事と共に農村の日常生活において影響力を行使する人物で、カナキズムの一派を構成していった。Borja de Riquer, "Burgesos, polítics i castics a la Catalunya de la Restauració," *L'Avenç*, núm. 85, setembre 1985, p.27.
- (59) ヘトノーマーの頃程を「債務の循環 roda de deutes」
ルードラード。Ferrer i Alòs, *op.cit.*, pp.730-731.
- (60) *Ibid.*, p.704.
- (61) Barrera, *op.cit.*, p.352.

〔注記〕 本稿ではカタルーニャの人名・地名等の固有名詞、カタルーニャに固有の諸制度やその地方特有の言葉回し等についてはカタルーニャ語で表記した。それ以外の一般的用語、カタルーニャ以外でも流布しているものについては、できるだけスペイン語表記を用いた。